平成２９年（フ）第２５２号
神奈川県足柄下郡箱根町宮城野58　箱根老人ホーム、住民票上の住所神奈川県足柄上郡松田町松田庶子584番地　コーポ中屋敷203
債務者　重信　信弘
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２２０号
神奈川県愛甲郡愛川町田代1483番地の13
債務者　北原　秀昭
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２３８号
神奈川県厚木市山際726番地３　コーポグリーンヒル101、前住所神奈川県厚木市猿ヶ島404番地１
債務者　三枝松辰則
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５４号
沖縄県那覇市山下町29番２号　トーマズ・フラッツ402
債務者　當間かれん（旧姓上地）
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第９３号
沖縄県南城市佐敷字津波古2353番地
債務者　原田　祐行
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第９５号
沖縄県中頭郡西原町字内間411番地の２（県営内間団地11棟102号）
債務者　内間　順子
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第３０号
山口県防府市大字牟礼1010番地　市住56棟5721号
債務者　上利光希野
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３７号
山口市小郡下郷321番地６　小郡第１ハイツ403号
債務者　三輪比奈美
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止

平成２８年（フ）第１３６３号
千葉市緑区平山町1048番地
破産者　有限会社チャイルドフラワー
1　決定年月日　平成29年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３９号
千葉県市川市宝１丁目13番５－105号　（グリーンタウン宝）
破産者　鈴木　康民
1　決定年月日　平成29年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１６５号
千葉市花見川区作新台６丁目５番22号
破産者　佐々木竹男
1　決定年月日　平成29年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１６６号
千葉市花見川区作新台６丁目５番22号
破産者　佐々木アキ子
1　決定年月日　平成29年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１９１号
千葉市緑区大金沢町71番地１　グレイスメゾンⅡ－201号
破産者　小藥　訓也
1　決定年月日　平成29年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３９２号
千葉市中央区川戸町429番地６
破産者　大里　良則
1　決定年月日　平成29年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３６号
千葉市緑区おゆみ野南５丁目３番地３　メイ・フィールドⅡ棟102号
破産者　石川　玲子
1　決定年月日　平成29年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２７号
神奈川県厚木市妻田西３丁目28番18号
破産者　有限会社豊進
1　決定年月日　平成29年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１０９号
奈良県御所市大字蛇穴387番地の１
破産者　株式会社カツラギフーズ
1　決定年月日　平成29年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第７３号
岡山県津山市上河原527番地１
破産者　有限会社アリムネ
1　決定年月日　平成29年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部